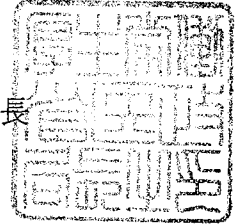


医政発0330第4号
平成22年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について

標記の事業については、平成18年7月3日医政発第0703012号厚生労働省医政局長通知の別紙「歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成22年4月1日から適用することとしたので通知する。

貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対しては、貴職からこの旨通知されたい。